



法令相談室から

# 令和元年（平成31年）を振り返って

全国市長会顧問弁護士

松崎 勝

## 1 はじめに

1 昨年における最大の出来事は、天皇陛下（現上皇陛下）の退位に伴う現天皇陛下の即位であり、元号も「平成」から「令和」となったことであろう。

私は、弁護士であり、法律家の一員であるが、あらためて「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第83号）を読んで、一条に、「天皇陛下が昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた」と書かれていることに感銘を受ける次第である。

## 2

私に与えられた本稿の命題は、全国市長会の「法令相談室」から「昨年を振り返って」というものであるが、昨年に限っていえば、地方公共団体に関する限り、特に注目すべき最高裁判決はなかった。その意味でいえば、平穏な年であったのではないかと私は思っている。

もちろん、1年間全く平穏な年など存在するはずはないのであり、昨年も、「台風15号」「台風19号」等の異常な自然災害はあったし、10月1日から消費税が8%から10%に増税されることはあったのであるが、トラブルに対処することを職業とする弁護士の立場からすれば、「生活保護の問題」「特別支援学校の問題」「農地法の問題」等に関する訴訟を担当したものの、

の、重大な懸案事項もなかったという意味で、令和元年（平成31年）は、平穏な年であったと評価してよいものと思っている。

あえて、弁護士の立場から昨年を振り返って取り上げるとすれば、いわゆる「働き方改革」関連法が、一部を除いて昨年（平成31年）4月1日から施行されたことであろうと思われるので、いわゆる「過労」をめぐる訴訟を担当している弁護士として、「働き方改革」について書くことにする。

## 2 「働き方改革」の意味等について

1 「働き方改革」関連法とは、あらため

て述べるまでもなく、正しくは「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」として平成30年6月29日に成立し、同年7月6日に平成30年法律第71号として公布されたものであり、

「労働基準法」「じん肺法」「雇用対策法」「労働安全衛生法」等、36もの法律の改正法であり、なかんずく、長時間労働の是正を目的とする労働基準法の改正については、昨年4月1日から施行されるに至っているものである。

**2 「働き方改革」というと、労働基準法の改正による「長時間労働の是正」のみが注目されるのであるが、「雇用対策基本法」(昭和41年法律第132号)については、法律の名称が「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」と改称されたことから明らかならず、「長時間労働の是正」のみならず、「労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上」(同法1条)を目的としたものなのであり、「一億総活躍社会」、すなわち「若者も高齢者も、女性も男性も、障害のある方にも、みんなが包摂され活躍できる社会」を目指すものであり、「ワーク・**

ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を考えた社会を構築するためのものがあることは、決して看過されてはならないものである。

### 3 長時間労働の是正 —「過労死問題」について

**1 「働き方改革」とは、右記に述べたとおり、「ワーク・ライフ・バランス」を考えた社会を構築するための改革としてなされるものであるが、我が国固有の問題として、いわゆる「過労死」の問題があり、労働基準法上、「月45時間」「年360時間」という「限度時間」が法定され、さらに、「当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的」な場合(特別条項)にも、三六協定(サブプロク協定)によっても許されない時間外労働として「1カ月最長100時間未満」「複数月平均80時間以内」「1年最長720時間以内」という制限が法定され、上記特別条項に違反した場合には罰則が科されることとなったのであり、より直裁に言えば、1カ月100時間を超える時間外労働は、刑事罰(懲役6月以下又は罰金30万円以下)をもって禁止されるよう**

になったのである。

**2** 私がかつて、民間企業の事案であるが、死亡した息子の両親が、息子は過労(1カ月100時間を超える時間外労働)が原因で、脳幹部出血で死亡したと主張し、会社に対し、損害賠償を請求した裁判において、会社側代理人として関与したことがあり、会社側が申請したA医師の証人尋問を経験しているのであるが、当該A医師は過労によって脳幹部出血が生じたとは医学上は考えられないこと、当該従業員は、持病として高血圧症を患っており、脳幹部出血は高血圧症が原因で惹起されたものであり、過労と脳幹部出血との間には医学上の因果関係はない旨を明確に証言してもらったのである。

しかし裁判所は、過労と脳幹部出血との間の因果関係を認め、会社に対し、損害賠償を命ずる判決をなしたのであり、いわゆる「過労死」裁判で敗訴した経験を持っているのであるが、当該A医師から、「がん」については「cancer」という英語が存在するのに対し、「過労死」を英語に訳することはできないものであり、「過労死」については「karoushi」と訳さざるを得ないと聞いているの

であり、「過労死」の問題とは、まさに我が国に独特な社会的な概念であるといわざるを得ないものである、との話を聞いて納得したことを明確に記憶している。

**3** 私は、上記訴訟において、原告の「過労死」であるとの主張に対し、「過労」と「死」との間の因果関係そのものを否定し、A医師を証人と申請する等最大限の訴訟活動を行ったのであるが、裁判所を説得することができず、敗訴判決を受けたのである。

**4** しかし「過労死」をめぐる先例的価値を有する有名な判例としては、最高裁判平成12年3月24日判決（電通事件。民集54巻3号1155頁）が存在するのであるが、上記判例は、従業員が「過労」が原因で「うつ病」を発症し、自殺した事案について、「過労」と「うつ病」との因果関係、「うつ病」と「自殺」との因果関係については、「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危機のあることは、周知のところである」と判示し、「過労」と「うつ病」との因果関係、「うつ病」と「自殺」との因果関係について訴訟で争うこと

は非常に難しいものであることを判示していたのであり、「過労死」と主張される訴訟において、因果関係で争うことはほぼ不可能であったのである。

**5** あらためて述べるまでもなく、労務の提供による従業員（公務員）の死などは絶対にあつてはならないものであり、最高裁判昭和50年2月25日判決（陸自八戸駐屯地事件。民集29巻2号143頁）がいみじくも判示するとおり、「国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の配置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあつて、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下「安全配慮義務」という）を負っているものと解すべきである」ものであるし、上記最高裁判例後に制定された労働契約法（平成19年法律第128号）5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と「安全配慮義務」を法律上明記するに至っているのである。

**6** 今般の「働き方改革」の一環としての

労働基準法の改正は時間外勤務に関する限り、「限度時間」を法律上法定することにより、数値的に「過労」か否かの判断基準を設けたものと評価できるものであり、労働時間について使用者が十分な配慮のもとで管理しなければならぬこととなったのである。

#### 4 おわりに

**1** 「働き方改革」とは、すでに述べたとおり、「ワーク・ライフ・バランス」を考えた社会を構築するためになされたものであり、少子・高齢化に伴う労働人口の減少に対し、よりよい社会を築くためになされたものであつて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」1条が明記するとおり、「労働生産性の向上」をも目的とするものであり、要するに、労働時間を短縮することにより効率的な労働を目指すものなのである。

**2** その意味では、「労働こそ全てである」等の考え方に対し、より良い社会を築くために、「効率的な労働」とは何か、まさに創意工夫が求められるものなのである。

# 市政

令和2年1月号